

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	医療に要する費用についての援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市教育委員会は、医療に要する費用についての援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市教育委員会

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療に要する費用についての援助に関する事務
②事務の概要	学校保健安全法(昭和三十三年四月十日法律第五十六号)に基づき、児童・生徒が学校において治療の指示を受けた場合、医療に要する費用について支給する。 光市教育委員会は、学校保健安全法等関係法令及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①要保護及び準要保護児童生徒の世帯状況の確認や認定可否の判断 ②該当児童生徒への医療券の発行 ③医療機関に対しての治療費の支給
③システムの名称	・就学援助システム ・宛名システム ・団体内統合利用番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
医療費用援助情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表40の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 63の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 42、125の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会教育総務課
②所属長の役職名	教育総務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育委員会教育総務課 山口県光市光井九丁目18番3号 0833-74-3601

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育委員会教育総務課 山口県光市光井九丁目18番3号 0833-74-3601
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

	判断の根拠	<p>個人情報を取り扱う際は、必ず複数人での確認の上で対応することとしており、事務手続きを進める際には、必ず複数人での確認を行った上で上長の決裁を経ることとしている。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、下記の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムにおいて、担当業務に必要な範囲のみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を実施している。 ・人為的ミスを防止するための方策を、職員間で十分に共有し事務を進めるようにしている。 ・システム入力、書類発送、支払事務等の際には、各段階でミスが発生しないよう、ダブルチェックを行う。 ・書類等の廃棄の際は、特定個人情報等が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</p> <p style="text-align: right;">2) 十分に行っている</p> <p style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</p>	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> 課題が残されている <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</p> <p style="text-align: right;">2) 十分である</p> <p style="text-align: right;">3) 課題が残されている</p>	
	判断の根拠	<p>業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月6日	I-4-②	(情報照会)・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第三号)第2条 ・独自利用条例第4条第1項 別表第1の第4項(情報提供)情報提供は行わない	(情報照会)・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成二十八年個人情報保護委員会規則第五号)第2条 ・独自利用条例第4条第1項 別表第1の第4項(情報提供)情報提供は行わない	事後	番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日
平成29年9月6日	I-7	総務部総務課 山口県光市中中央六丁目1番1号 0833-72-1400	教育委員会教育総務課 山口県光市光井九丁目18番3号 0833-74-3601	事後	誤記修正
令和1年6月28日	I-5	教育総務課長 太田 隆一	教育総務課長	事後	
令和1年6月28日	IV	—	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和3年7月30日	II-1	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和3年7月30日	II-1	2016/8/31	2021/7/30	事後	
令和3年7月30日	II-2	2016/8/31	2021/7/30	事後	
令和3年7月30日	I-4-②	(情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第二(38の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)第24条 (情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第二(26及び87の項) ・主務省令第19条及び44条	(情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二(38の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)第24条 (情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第二(26及び87の項) ・主務省令第19条及び44条	事後	
令和7年3月25日	II-1	2021/7/30	2024/4/1	事後	
令和7年3月25日	II-2	2021/7/30	2024/4/1	事後	
令和7年3月25日	I-3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の27の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第23条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表40の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第23条	事後	
令和7年3月25日	I-4-②	(情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二(38の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下「主務省令」という。)第24条 (情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第二(26及び87の項) ・主務省令第19条及び44条	(情報照会) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 63の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表 42、125の項	事後	
令和8年3月23日	II-1	2024/4/1	2025/4/1	事後	
令和8年3月23日	II-2	2024/4/1	2025/4/1	事後	